

1 入札手続きの担当部課

〒306-0291 茨城県古河市下大野 2248 番地
古河市総務部契約検査課（総和庁舎）電話 0280-92-3111

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

入札参加に必要な資格は、次の各号の要件をすべて満たしていること。

- (1) 当該年度の前年度古河市建設工事入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、当該工事に係る許可を有していること。
- (3) 建設業法第 27 条の 23 の規定に基づき、当該業種に関する契約締結予定日から 1 年 7 ヶ月以内の審査基準日の経営事項審査結果を受けていること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号、以下「令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していないこと。
- (5) 令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づき古河市の入札参加制限を受けていないこと。
- (6) 公告の日から落札者の決定の日までの間に、古河市建設工事請負業者指名停止等措置要綱（平成 17 年告示第 25 号）又は古河市建設工事暴力団排除対策措置要綱（平成 17 年告示第 24 号）（以下「指名停止要綱等」という。）の規定に基づく指名停止又は指名除外を受けている日が含まれないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
（ただし、会社更生法に基づく更正計画又は民事再生法に基づく再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。）
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が続いている者でないこと。
- (9) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条第 1 項に規定する事業協同組合にあっては、その構成員が同一入札に同時に参加していない者であること。
- (10) 公告の日から開札の日までの間に、古河市建設工事成績評価活用要綱（平成 20 年告示第 203 号）の規定に基づく入札参加留保措置を受けている日が含まれないこと。
- (11) 公告の日から開札の日までの間に、古河市と締結した工事請負契約、建設コンサルタント業務に係る契約若しくは物品及び役務の調達等に関する契約において、工期、履行期間又は納入期限に遅滞を生じている日が含まれないこと。
- (12) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (13) 同工事の入札参加者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係の者が存在しないこと。
 - ア 資本関係において、親会社と子会社の関係
 - イ 資本関係において、親会社を同じくする子会社同士の関係
 - ウ 人的関係において、一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係
 - エ 人的関係において、一方の会社の役員が、他方の会社の役員の管財人を現に兼ねている関係
 - オ その他上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる関係

3 設計業務の受託者等

- (1) 2 (12)の「対象工事に係る設計業務等の受託者」とは、工事ごとに定める入札公告に掲げる者である。
- (2) 2 (12)の「受託者と資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次に該当する者である。
- ① 設計業務の受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者
 - ② 建設業者の代表権を有する役員が設計業務の受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

4 入札等の手続き

- (1)入札に参加を希望する者のうち、資料の提出、入札及び届出を電子入札システムにより行おうとするものは、参加申請書の受付期間の末日までに電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 13 条第 1 項に定めるものをいう。）を取得し、かつ茨城県建設工事等電子入札システムを利用するために必要な登録を完了していなければならない。

電子入札システム URL : <http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/index.html>（調達機関で「古河市」を選択）

資料、入札書等の提出された時点は、1 の入札手続きの担当部課において使用する電子計算機に備えられたファイルに所定の情報が記録された時点とする。

なお、電子入札システムによりがたい場合には、1 の入札手続きの担当部課に承諾願を提出することによりその承諾を得て、書面により資料の提出や入札等を行うことができる。この場合における書面は、紙媒体に限るものとする。

- (2)特定建設工事共同企業体における電子入札システムの利用に関しては、代表構成員又は当該代表構成員から入札に関する権限の委任を受けた受任者のみが電子入札システムを利用することができるものとする。
- (3) 特定建設工事共同企業体の場合は、単体企業用としてシステムに登録した代表構成員の I C カードを使用すること。

5 特定建設工事共同企業体結成の申請手続き

特定建設工事共同企業体を結成して入札に参加しようとする者は、あらかじめ、次により当該共同企業体結成の申請をすること。

- (1) 特定建設工事共同企業体協定書等の申請書類

- ① 建設工事入札参加資格審査申請書（指定様式） 1 部
- ② 特定建設工事共同企業体協定書（指定様式） 3 部（両面印刷若しくは袋とじ又はホチキス止めをして割印をすること）
- ③ 各構成員の直近の経営事項審査結果通知書の写し 各 1 部
- ④ 公告事項に同種又は類似工事の施工実績の資格要件がある場合は施工実績の確認できる資料（コリンズ等） 1 部
- ⑤ 配布は、古河市ホームページからのダウンロードを原則とする。

古河市ホームページ URL : <http://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/>

- (2) 申請の方法は、次のとおりとする。

- ① 提出期限：工事ごとに定める特定建設工事共同企業体協定書等の申請書提出期間中の午前9時から午後4時まで（古河市の休日を定める条例（平成17年条例第2号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）
 - ② 提出場所：1の入札手続きの担当部課
 - ③ 提出方法：持参による。なお、提出された書類の返却はしない。
 - ④ 指定された提出期限を過ぎて提出した申請書類は、いかなる理由があっても受理しない。
- (3) 提出期限までに申請書類を提出した者は、6以後の手続きを行うことができる。

6 競争入札参加手続等

- (1) 入札参加申請は、工事ごとに定める参加申請書提出期間中に電子入札システムにより行うこととする。
- ただし、電子入札システムによりがたい場合には、紙入札方式参加承諾願を提出し、紙入札方式の承諾を得ること。
- ① 電子入札システムによる申請書等の提出先
 - ア 提出先 1の入札手続きの担当部課に同じ。
 - イ その他 申請時にダミーファイルを添付すること。
 - ② 紙入札方式参加承諾願の受付時間及び提出先
 - ア 配布は、古河市ホームページからのダウンロードを原則とする。
古河市ホームページ URL：<http://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/>
 - イ 受付時間 工事ごとに定める参加申請書提出期間中の午前9時から午後4時まで（古河市の休日を定める条例（平成17年条例第2号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）
 - ウ 提出先 1の入札手続きの担当部課へ持参により提出すること。
- (2) 電子入札システムにおける申請書の受付票は、申請書の受信を確認したものであり、申請内容を確認したものではない。
- (3) 参加申請書受付締切日までに参加申請書を提出し、入札期限通知書が入札書提出期間の前日までに届いた者は、入札に参加することができる。ただし、提出の時点で明らかに入札参加資格がないと認められるときは、参加申請書を受理しない。

7 設計図書の閲覧又は貸出

- (1) 設計図書は、インターネット上に公開するので、次のアドレスからダウンロードすること。
入札情報サービスシステム URL：<http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/ppi.html>（調達機関名で「古河市」を選択）
- (2) 入札参加申請を電子入札システムによりがたい場合の理由で申請する場合等、やむを得ず、設計図書の閲覧又は貸出を直接希望する場合は、1の入札手続きの担当部課へ連絡すること。

8 現場説明会

現場説明会は、行なわないものとする。

9 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出することとし、持参、電報又はファクシミリによる入

札は認めない。

ただし、1の入札手続きの担当部課において、紙入札方式の承諾を得た場合には、郵送（書留郵便に限る。）することができる。

① 電子入札システムによる入札書の提出

ア 提出期限 工事ごとに定める入札書等の提出期間中に必着

イ 提出先 1の入札手続きの担当部課に同じ。

ウ 受付日時の際に1の入札手続きの担当部課において使用する電子計算機に備えられたファイルに入札金額その他の所定の情報が記録されない入札書は、受理しない。

② 郵便による入札書の提出

紙入札方式の承諾を得た場合の入札の方法は、郵便入札とし、次のとおりとする。

ア 入札書（指定様式）は、他の提出書類とともに封筒に入れて厳封のうえ提出する。

イ 郵送方法は、「一般書留」又は「簡易書留」のいずれかによること。

ウ 郵送先は、〒306-0291 茨城県古河市下大野 2248 番地 古河市役所総務部契約検査課行とする。

エ 封筒の表に郵送先、入札に係る工事名、入札者の住所及び商号又は名称を記載し、併せて「入札書在中」及び「開札日」を朱書きする。

オ 入札書及び他の提出書類（以下「入札書等」という。）は、工事ごとに定める入札書等の提出期限までに古河市役所 総務部 契約検査課必着のこと。

カ 工事ごとに定める入札書等の提出期限を過ぎて到達した入札書等は、いかなる理由があっても受理しない。

キ 1つの封筒に2つ以上の入札書等を同封してはならない。

ク 指定様式等の配布は、古河市ホームページからのダウンロードを原則とする。

(2) くじ番号

入札書にくじ番号（3桁の任意の数字）を入力すること。紙入札による場合のくじ番号は、古河市に到着した順に「000」から始まる番号を付するものとする。

(3) 入札書提出期限当日における電子入札システムの故障等やむを得ない事情がある場合には、市長の指示によるものとする。

(4) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、古河市契約規則（平成31年規則第24号）等関係法令を遵守すること。

(5) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該価格の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

(6) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(7) 入札執行回数は1回とする。

10 工事費内訳書の提出

(1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。

(2) 工事費内訳書は、指定された様式を使用すること。なお、1の入札手続きの担当部課において、紙入札方式の承諾を得た場合には、入札者の商号又は名称及び代表者の職氏名を記載し、代表者押印をして提出すること。（紙入札方式において押印を省略する場合、本件責任者及び担当者の氏

名・連絡先を記載すること。)

(3) 提出期限は入札書の提出期限と同じとし、電子入札システムにより電子ファイルで提出すること。なお、1の入札手続きの担当部課において、紙入札方式の承諾を得た場合には、入札書と同封のうえ、郵送により提出すること。

(4) 工事費内訳書は、金抜き工事費内訳書に対応した項目及び金額を記載すること。

(5) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(6) 指定様式等の配布は、古河市ホームページからのダウンロードを原則とする。

11 入札執行の中断、延期、中止等

(1) 入札参加者が1者に満たないとき、又はやむを得ない事態が発生したときは、入札の執行を中止し、又は延期する。

(2) 入札の執行を中止し、又は延期した場合において当該入札参加者が損害を受けることがあっても、市はその責めを負わないものとする。

12 入札の辞退

入札を辞退しようとする場合は、工事ごとに定める入札書等の提出期限までに、電子入札システムにより辞退届を提出すること。

紙入札方式の承諾を得た場合には、工事ごとに定める入札書等の提出期限までに、1の入札手続きの担当部課へ持参により提出しなければならない。

また、工事ごとに定める入札書等の提出期限から開札日時までの辞退は、1の入札手続きの担当部課へ持参により提出しなければならない。

13 開札の方法等

(1) 開札は、工事ごとに定める入札公告に示す日時、場所において開札を行う。

(2) 電子入札のため、入札参加者の立会いは行なわない。なお、工事ごとに定める入札において、入札参加者が参観を希望する場合は、参観することができる。

14 落札候補者等の決定

(1) 入札の開札においては、落札者を定めず、予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者（以下「落札候補者」という。）の順位を決定する。この場合において、同価の入札をした者が2人以上あるときは、その者を同順位とする。

(2) 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムのくじにより落札候補者を決定する。

15 最低制限価格

『古河市建設工事の最低制限価格決定等に係る事務処理要領』による。

16 入札参加資格の確認等

開札後、落札候補者は、落札者とするための入札参加資格の確認を行うので、次のとおり、入札参加資格確認申請書類等を提出しなければならない。

(1) 入札参加資格確認申請書類等

- ① 競争入札参加資格確認申請書（指定様式）
- ② 配置技術者の資格・工事経験（指定様式）
- ③ 直近の経営事項審査結果通知書の写し（ただし、請負代金額が建築一式工事にあつては 1500 万円以上、その他の建設工事にあつては 500 万円以上の場合）
- ④ 配置技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが証明できる書類
- ⑤ 資格認定証明書、監理技術者資格者証及び指定講習に係る監理技術者講習修了証の写し
- ⑥ その他工事ごとに定める入札公告において提出を求める資料

(2) 入札参加資格確認申請書類等の配布

指定様式の配布は、古河市ホームページからのダウンロードを原則とする。

(3) 入札参加資格確認申請書類等の提出期限、提出場所及び提出方法

- ① 提出期限： 入札参加資格確認申請書等は、提出を求められた日の翌日から起算して 2 日以内（休日を除く。）に持参により提出しなければならない。
- ② 提出場所： 1 の入札手続きの担当部課
- ③ 提出方法： 持参による。なお、提出された書類の返却はしない。

(4) 入札参加資格を有していないことを確認したときは、当該落札候補者に対して、条件付一般競争入札参加資格不適格通知書により通知する。

(5) 条件付一般競争入札参加資格不適格通知書を受けた者は、当該通知を受けた日を含め、3 日以内（休日を除く。）にその理由について書面で説明を求めることができる。

17 落札者の決定等

- (1) 落札候補者について、入札参加資格の審査を行い、その結果、当該入札参加資格を有しているときは、その者を落札者とする。
- (2) 入札参加資格の審査の結果入札参加資格がないと認められた場合、次順位者を落札候補者とし、この者につきあらためて入札参加資格の審査を行い、落札者が決定するまで行う。
- (3) 落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し電話等の方法により通知する。
- (4) 「20 その他 (2) の①～⑤」に該当する場合には、上記 (2) は適用しない。

18 入札の無効

古河市契約規則（平成 31 年規則第 24 号）第 14 条各号のいずれかに該当するもののほか、次の入札書は無効とする。

- (1) 入札を行う資格のない者及び談合した者の入札。
- (2) 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札
- (3) 2 通以上の入札をした者の入札。
- (4) 入札について不正の行為があったとき。
- (5) 入札参加者本人又は第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む場合。
- (6) 指定された様式の工事費内訳書を使用していない又は提出がない者がした入札。
- (7) 工事費内訳書を白紙又は内訳項目の記載が全くないものを提出した者が行った入札。
- (8) 工事費内訳書に記載された工事価格計と入札書に記載された金額とが異なるもの。（ただし、工事費内訳書の工事価格に係る 1 万円未満の端数処理に該当する場合を除く。）
- (9) 工事費内訳書で一式値引きやマイナス計上の項目が記載されたものを提出した者が行った入札。

(ただし、工事費内訳書の工事価格に係る 1 万円未満の端数処理に該当する場合を除く。)

- (10) 入札書又は工事費内訳書の金額が欠けている又は誤りがあるとき。
- (11) 入札書又は工事費内訳書の発注者名に誤りがあるとき。
- (12) 入札書又は工事費内訳書が誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。
- (13) 市長の承認を得ず、又は指示によらずに紙入札した場合。
- (14) 同一の案件において、電子入札による入札と紙入札とを重複して行なった入札。
- (15) 入札書及び工事費内訳書に商号又は代表者の記名押印がない入札。(押印は紙入札方式の場合に限る。)(紙入札方式において押印を省略する場合、本件責任者及び担当者の氏名・連絡先の記載がない入札。)
- (16) 封筒に記載された工事名と入札書又は工事費内訳書の工事名が異なる入札。(紙入札方式の場合に限る。)
- (17) 入札書を入れた封筒に工事名、開札日、差出人の商号又は名称、差出人住所、入札書在中の旨が記載されていないとき。(紙入札方式の場合に限る。)
- (18) 指定された郵送方法で提出されない入札。(紙入札方式の場合に限る。)
- (19) 入札書の金額を訂正した入札。(紙入札方式の場合に限る。)
- (20) その他、入札に関する条件に違反したとき。

19 配置技術者

- (1) 建設業法第 26 条の規定に基づく主任技術者又は監理技術者を適正に配置すること。
- (2) 建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(以下「特例監理技術者」という。)の配置を行う場合は以下の①～⑦の要件を全て満たさなければならない。
 - ① 建設業法第 26 条第 3 項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者(以下「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。
 - ② 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - ③ 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとする。(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。))については、これら複数の工事を一の工事とみなす。)
 - ④ 特例監理技術者が兼務できる工事は古河市内の工事でなければならない。
 - ⑤ 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - ⑥ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - ⑦ 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- (3) 配置技術者は入札日(開札日)以前に直接的かつ恒常的(3 ヶ月以上)な雇用関係にある者でなければならない。
- (4) 入札参加資格確認申請書類等に記載した配置技術者の変更は、病休・死亡・退職等極めて特別な場合で、やむを得ないとして市長が承認した場合の外は認めない。

20 その他

- (1) 落札者の決定後、契約締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 次の事項に該当する場合には、指名停止要綱に基づく指名停止を行う場合がある。
 - ①入札参加資格確認申請書類に虚偽の記載をした場合。
 - ②落札候補者が入札参加資格確認申請書類等を提出しない場合。
 - ③落札者候補者が正当な理由なく技術者を配置できない場合。※
 - ④落札候補者が入札参加資格確認申請書類の不備による故意の辞退と見なされる場合。
 - ⑤落札者が正当な理由なく契約を締結しない場合。※

※正当な理由として認められるもの

- ・開札後、技術者の死亡又は傷病等により真にやむを得ない場合により技術者を配置出来なくなった。
- ・開札後、代表者の死亡又は所在不明により営業活動を継続しえなくなった。
- ・開札後、経営不振により廃業となった。
- ・開札後、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）適用申請をし、当該法律に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない。
- ・開札後、民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）の適用申請をし、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない。

開札前に以上のような事態等が起こった場合もしくは、起こりうる可能性がある場合には、入札辞退届を提出してください。

- (3) 入札に関し、入札執行前に談合情報が寄せられた場合、入札を保留することがある。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 工事ごとに定める入札公告の予定価格が 1 億 5,000 万円以上（消費税及び地方消費税を含む。）の場合は、契約の締結について、議会の議決に付するべきものであるため、落札者と仮契約を締結し、議会の議決を経たときに本契約とするものとする。
- (6) 入札後の異議の却下
入札に参加した者は、入札後において、公告、設計図書、契約書案及び現場等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (7) 電子ファイルの作成基準や紙入札での参加の基準その他電子入札システムによる入札手続については、古河市電子入札運用基準の規定を遵守すること。
- (8) その他
 - ① 市長は、落札候補者が開札日から契約締結（仮契約締結を含む。）までに会社更生法に基づき更生手続開始の申立を行った場合、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産の申立を行った場合、若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立を行った場合、又は指名停止要綱等に基づく指名停止を受けた場合は、当該契約（仮契約を含む。）予定の相手方としての資格を取り消すことができる。
 - ② 市長は、仮契約の相手方が、締結した仮契約について議会の議決を得るまでに会社更生法に基づき更生手続開始の申立を行った場合、破産法に基づき破産の申立を行った場合、若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立を行った場合、又は指名停止要綱等に基づく指名停止を受けた場合は、当該仮契約を解除することができる。

- ③ ①及び②の場合において、落札者又は仮契約の相手方は、市長に対して何らの損害賠償を請求することはできない。